

本日で東機工の令和2年度の事業年度が終わります。明日から新しい年度になりますが、収束が見通せないコロナ感染禍、更なる感染防止のための行動をいたしましょう！

令和3年度経済センサスー活動調査（6月実施）にご協力を

総務省及び経済産業省では、自治体を通じて、全国全ての事業所・企業を対象に「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。

経済センサスー活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づく報告義務のある調査として5年に一度実施しています。

令和3年 経済センサスー活動調査 を実施します



- 本年6月1日時点における日本経済の「今」を知るため、全国すべての事業所・企業を対象に行う国の重要な調査です。
- 「統計法」に基づき義務がありますので、調査票が届きましたらご回答をお願いいたします。



ぜひインターネットでご回答ください！

総務省・経済産業省

令和3年4月1日から実施される消費税を含めた総額表示について

消費者向けの値札や広告などで、商品やサービスの価格を表示する場合には消費税を含めた「総額表示」が2021年4月1日から義務づけられます。皆さんの会社は以下の様になると思われます。

1. 見積書や請求書等は、総額表示義務の対象か。

総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合を対象としていますので、見積書、契約書、請求書等は総額表示義務の**対象にはなりません**。

ただし、広告やホームページなどにおいて、あらかじめ“見積り例”などを示している場合がありますが、これは、不特定かつ多数の者にあらかじめ価格を表示する場合に該当しますのでご注意ください。

2. 製造業者や卸売業者が、小売店や業務用ユーザー向けに作成した商品カタログは総額表示の対象になりますか。

総額表示の義務付けは、『不特定かつ多数の者に対する（一般的には消費者取引における）値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合』が対象となりますので、一般的な事業者間取引における価格表示は、総額表示義務の**対象にはなりません**。

